

第 8 8 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の項を次のように改める。

7 削除	
------	--

別表第 1 の 1 1 の項中「緊急通報システム」を「救急代理通報システム」に改める。

別表第 2 の 1 9 の項を次のように改める。

1 9 削除		
--------	--	--

別表第 2 の 2 3 の項中「緊急通報システム」を「救急代理通報システム」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

難病患者に医療機器を給付する事業の廃止及び緊急通報システムの名称変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。